

第8次愛媛県地域保健医療計画（案）に寄せられた意見と県の考え方

第8次愛媛県地域保健医療計画（案）について、令和6年2月7日（水曜日）から令和6年3月6日（水曜日）までの期間でパブリック・コメントを実施したところ、3人の方から7件の意見をいただきました。

案に対する意見と考え方は、次のとおりです。

なお、いただいた意見は、適宜集約・要約しております。

寄せられた意見と県の考え方

	寄せられた意見の要旨	県の考え方
1	診療実績に対してベッド数が明らかに不足している診療所について、地域の救急医療を存続させる観点から診療実績ベースで増床を許可する流れの構築を検討していただくと幸いです。	【原案のとおり】 基準病床数制度については国が定める全国統一の算定式により算定しており原則、病床過剰地域では増床・新設が制限されますが、救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床等、要件を満たしている一定の病床については、厚生労働大臣の同意を得た数を基準病床数に加えて、増床・新設の許可を行うことができる特例が設けられています。 また、本県としては適切な医療提供体制を確保するため、地域医療構想に基づき、病床の機能の分化・連携を推進しています。ご意見を参考に今後も、地域で必要な病床機能が維持されるように取組を進めてまいります。
2	「慢性閉塞性肺疾患（COPD）による早死にを無くするための取組」をよりいっそう進めていただきたい。	【原案のとおり】 県地域保健医療計画に新たに位置づけることとしているCOPD対策については、早期発見、早期治療が必要であるため、いただいたご意見も参考に、普及啓発に取り組み、認知度向上に努めてまいります。

3	<p>「受動喫煙の危害ゼロの施策」をよりいっそう進めていただきたい。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>受動喫煙に対する環境整備等については、第2次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり 21」に定めていますので、ご意見については、所管課へ情報共有させていただきます。</p>
4	<p>救急医療に関して、2024年度の診療報酬改定における高齢の救急患者に包括的に対応する新病棟「地域包括医療病棟」の新設について、記載してはどうか。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>ご提案いただいた「地域包括医療病棟」までは踏み込んで記載しておりませんが、国の動向に注視しつつ、診療報酬の改定を踏まえた対策にも取組を進めてまいります。</p>
5	<p>医療に関する情報化に関して、スマホで医師等が電子カルテを見て外から指示を出すこともできるようにした旨の記載をしてはどうか。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>ご提案いただいたスマホの活用までは踏み込んで記載しておりませんが、オンライン診療等、今後も質の高い効率的な医療の提供に努めてまいります。</p>
6	<p>高齢者保健福祉対策に関して、高齢者の住まいや施設の整備、虐待・交通事故・犯罪等への対応として、成年後見制度の利用促進を図る旨の記載をしてはどうか。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>ご意見いただいたとおり、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、成年後見制度の利用促進等により、判断能力が不十分となった高齢者の権利擁護の取組を進めてまいります。</p> <p>また、全ての県民が高齢となっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、権利擁護はもとより、健康・生きがいづくり、住まいの確保、交通事故や犯罪の防止、自然災害対策など、多様な取組を進めていきたいと考えており原案のままさせていただきます。</p>

7	能登半島沖地震では、事前に水道管の耐震化が進んでいなかったことで、なかなか早期復旧できず、避難所・病院・福祉施設でも断水が続く状況で被災者が医療的ケアを受けざるを得ないため、その旨記載してはどうか。	【原案のとおり】 災害時の医療提供体制については、「(7) 災害医療及び原子力災害医療」に定めているため、原案のままの記載とさせていただきますが、災害時にも飲料水の安定供給ができるように、引き続き水道施設の耐震化、強靱化を促進してまいります。
---	---	---